

## 釧路市住宅エコリフォーム補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における環境負荷低減等のための住宅リフォームを行う市民を支援するため、その費用の一部を補助する釧路市住宅エコリフォーム補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、もって環境負荷が少なく、かつ、安全・安心で快適な住環境の創出、市内産業の活性化及び市民の利便性向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例で使用する例によるものの他それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市の住民基本台帳に記録されることとなる者をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共同住宅は住戸部分、分譲マンションは専有部分、兼用（併用）住宅は居住の用に供する部分が延べ面積1/2以上のもの）とする。
- (3) 共同住宅 2以上の住戸を有する建築物で、各住戸間が開口部のない壁又は床などで区画されており、容易に行き来できない住宅。
- (4) 住戸 専用の居室、台所、便所及び出入口（居住者や訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口を含む）を有している、居住の用に供する家屋の部分。
- (5) 分譲マンション 共同住宅のうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に定めるもので、かつ建物内に共用の廊下、階段または玄関などを有する住宅。
- (6) 専有部分 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく。別途定めがある場合を除き、外窓は含まれない。
- (7) エコリフォーム工事 第5条に掲げる省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事をいう。
- (8) 高齢者 65歳以上の世帯（夫婦のいずれかが65歳以上である場合を含む）、若しくは単身者をいう。
- (9) 地域材 釧路市及び釧路管内において産出された木材で、北海道木材産地証明制度に登録された製材工場等の発行する「木材産地証明書」において産地が証明されたものをいう。

### (補助の条件)

第3条 市長は、住宅のエコリフォーム工事に要する費用の一部を補助するため、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助金の交付は、同一年度において、同一住宅及び同一市民につき1回限りとする。

- 2 国、北海道又は釧路市の他の助成、介護保険法に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給又は障害者総合支援法に基づく釧路市重度障がい者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の規定により、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付を受ける（予定を含む。）場合、その助成又は給付等の対象となる工事は補助金交付の対象としない。
- 3 前項の助成又は給付等を受ける（予定を含む。）場合において、助成又は給付等の対象となる工事と補助金の対象工事を明確に区分することができ、市長が他の助成又は給付等と重複しないと認める場合は前項の規定に係わらず補助金を交付することができる。
- 4 第2項の助成又は給付等の重複防止を確認するため、補助申請にあたっては、各種公的支給や補助

申請に関する申出書（様式1）を提出するものとする。

（補助対象となる住宅）

第4条 補助対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 補助の対象となる住宅は市内の住宅とする。ただし、賃貸住宅は除くものとする。
- (2) 昭和56年6月1日以降に着工した住宅、耐震診断（平成18年国土交通省告示第184号）により、地震による倒壊の危険性が低いと判断された住宅又はエコリフォーム工事と併せて耐震改修工事を行うことが確認できる住宅とする。ただし、バリアフリー改修工事に限る場合は除くものとする。

（補助対象となる市民）

第4条の2 補助対象となる市民は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助申請時に補助対象住宅を所有する市民、又は第5条に規定する工事後、速やかに市民となる者
- (2) 補助申請時に補助対象住宅に居住している者、又は第5条に規定する工事後、速やかに居住する者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者

（補助対象となる工事）

第5条 補助対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 次に掲げるいずれかの工事

ア 省エネ改修工事で、次の（ア）から（エ）までに定める工事

（ア）①2カ所以上の開口部の断熱性を高める工事又は①の工事と併せて行う工事で、②屋根・天井の断熱性を高める工事、③壁の断熱性を高める工事、④床の断熱性を高める工事

（イ）改修部位が省エネ基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準）を満たすもの

（ウ）（ア）①の工事については、（イ）の基準を満たし、次のa、b、cのいずれかに該当するもの

- a ガラス交換
- b 内窓設置又は外窓交換
- c ドア交換

（エ）（ア）②から④までの工事については、共同住宅以外の住宅で改修するもの

イ バリアフリー改修工事で、次の①から⑧までに定める工事（玄関ポーチ及びこれと一体の構造のスロープは⑤及び⑥に定める工事）

①通路等の拡幅、②階段の勾配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの取付け、⑥段差解消、⑦出入口の戸の改良、⑧滑りにくい床材料への取替え

ウ ア、イを同時に行う工事

(2) 釧路市、釧路町に本店を有し、建設業の許可若しくは釧路市に施工業者としての資格の登録を受けた事業者又は市内に住民登録を有し、身分証明書、又は住民票（抄本）、及び過去1年間の工事履歴が記載された書類を提出する個人が施工する補助対象工事費（消費税を含む）の合計が15万円以上の工事

(3) 補助金交付決定後着工し、原則として申請年度の2月末日までに完了する工事

2 補助対象工事費は、前項の改修工事費用と別表（断熱）又は別表（バリアフリー）に掲げる標準費用額により算出した額を比較していずれか少ない額とする。

3 第3条第3項の規定により釧路市既存住宅耐震改修費補助金（以下、「耐震改修費補助金」という。）を併用して交付を受ける（予定を含む。）場合においては、耐震改修費補助金の対象工事と第1項（1）

アの省エネ改修工事の対象工事について、第1項(1)アに示す部位ごとに算出した一体の補助対象工事費から、工種ごとの工事費が重複しないように振分けて算出した、該当部位ごとの耐震改修費補助金交付申請(予定)額を差引いた額をそれぞれ補助対象工事費として前項の規定を適用する。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第4条の2に定める補助対象者のうち、必要と認めた者に対して補助金を交付することができる。

2 補助金の交付額は別に定める。

(補助金の加算)

第6条の2 市長は、第4条の2に定める補助対象者のうち、必要と認めた者が第5条に定める補助対象工事を行う場合、次の各号に定める項目について補助金を加算することができる。

(1) 高齢者同居加算 申請者が三親等以内の第2条第1項第8号に該当する高齢者と同居する場合、若しくは既に同居している場合(申請者が高齢者である場合は、三親等以内の親族と同居する場合、若しくは既に同居している場合)とし、第13条に定める補助金額の確定までに当該高齢者との同居を完了させ、補助対象となる住宅に居住する全員の住民票を提出することを要件とする。ただし、申請者と同居者が夫婦である場合を除くものとする。

(2) 地域材利用加算 第5条に定める補助対象工事に使用された木材が第2条第1項第9号に該当する地域材である場合とし、第7条に定める補助申請時に補助対象工事に使用する地域材の使用量が明記された見積書を提出し、第12条に定める完了届の提出時に北海道木材産地証明制度に登録された製材工場等の発行する「木材産地証明書」を提出することを要件とするが、「木材産地証明書」に記載された地域材の使用量が、補助申請時に提出された見積書に記載された使用量に対して過不足があった場合は、第9条に定めるところによる。

2 補助金の加算額は別に定める。

(補助申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請受付期間内に住宅エコリフォーム補助金交付申請書(様式2)に別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助申請の受付)

第7条の2 受付は先着順とし、予算の限度に達した場合は受付期間内であっても受付を締め切るものとする。

(審査の決定及び通知)

第8条 市長は、第7条の規定に基づき提出された書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。なお、市長は審査にあたり必要と認める場合は、申請のあった住宅の状況について、実地に調査を行うことができる。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すると決定した者(以下「補助金交付決定者」という。)に対しては、住宅エコリフォーム補助金交付決定通知書(様式3)により、交付しないと決定した者に対しては、住宅エコリフォーム補助金不交付決定通知書(様式4)によりそれぞれ申請者へ通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 補助金交付決定者において、第7条の申請内容に変更が生じたときには、住宅エコリフォーム補助金交付変更届(様式5)に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出において、補助金の増額はできないものとする。

(変更審査の決定)

第10条 市長は前条の届出があったときは、内容を審査の上、審査結果を住宅エコリフォーム補助金交付変更審査結果通知書(様式6)により通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 補助金交付決定者は、当該決定を受けた住宅の工事を中止しようとするときは、住宅エコリフォーム工事中止届兼補助金交付辞退届(様式7)を市長に届け出なければならない。

(完了届出等)

第12条 補助金交付決定者は、工事が完了したときは、遅滞なく住宅エコリフォーム工事完了届(様式8)に別に定める関係書類を添付して、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、原則として第8条第2項の規定による通知を受けた年度の2月末日までに行なわなければならない。

(補助金の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する届出を受けたときは、当該届出を受けた日から遅滞なく補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうか検査し、検査の結果、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、住宅エコリフォーム補助金確定通知書(様式9)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金交付決定者は、補助金の確定通知を受けた後、速やかに住宅エコリフォーム補助金交付請求書(様式10)に住宅エコリフォーム補助金確定通知書の写しを添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、補助金交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第15条 市長は、補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の交付の決定を取消することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の取消は、住宅エコリフォーム補助金交付決定取消通知書(様式11)により行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を指定し、住宅エコリフォーム補助金返還命令書(様式12)により返還を命じるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、住宅エコリフォーム補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

要綱別表（バリアフリー）

補助対象工事		標準費用	単位	
1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	(1) 通路の幅を拡張する工事	166,100円	m <sup>2</sup>	
	(2) 出入口の幅を拡張する工事	189,200円	箇所	
2 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事		585,000円	箇所	
3 浴室を改良する工事	(1) 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	471,700円	m <sup>2</sup>	
	(2) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	529,100円	箇所	
	(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	27,700円	箇所	
	(4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,900円	箇所	
4 便所を改良する工事	(1) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	260,600円	m <sup>2</sup>	
	(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	359,700円	箇所	
	(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	298,900円	箇所	
5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関（玄関ポーチ及びこれと一体の構造のスロープを含む。）並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	(1) 長さ150cm以上の手すりを設置する工事	19,600円	m	
	(2) 長さ150cm未満の手すりを設置する工事	32,800円	箇所	
6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関（玄関ポーチ及びこれと一体の構造のスロープを含む。）並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	(1) 玄関等屋外への出入口及び上がりかまちの段差を解消する工事	43,900円	箇所	
	(2) 浴室の出入口の段差を解消する工事	96,000円	m <sup>2</sup>	
	(3) 上記以外の段差を解消する工事	35,100円	m <sup>2</sup>	
7 出入口の戸を改良する工事	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,700円	箇所	
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	13,800円	箇所	
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	ア 戸に開閉のために動力装置を設置する工事	447,500円	箇所
		イ 戸を吊戸方式に変更する工事	134,600円	箇所
ウ 上記以外の戸への器具を設置する工事		26,400円	箇所	
8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		19,800円	m <sup>2</sup>	

備考

6の工事は、勝手口その他野外に面する開口の出入口及び上がりかまち、並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。

要綱別表（断熱）

（1）開口部の断熱化工事

工事内容	ガラス交換※1		内窓設置※2 ・外窓交換※3		ドア交換※4	
	面積 ※5	1枚当たりの 標準費用	面積 ※6	1箇所当たりの 標準費用	面積 ※6	1箇所当たりの 標準費用
大	1.4 m <sup>2</sup> 以上	88,000 円	2.8 m <sup>2</sup> 以上	200,000 円	開戸：1.8 m <sup>2</sup> 以上 引戸：3.0 m <sup>2</sup> 以上	296,000 円
中	0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満	64,000 円	1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満	160,000 円	—	—
小	0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満	24,000 円	0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満	136,000 円	開戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 引戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満	256,000 円
要件等	以下のいずれかに該当すること。 ①子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において、登録されている建材のうち、省エネ基準への適合が確認できるもの ②カタログ等により、省エネ基準への適合が確認できるもの					

※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※5 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※6 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

（2）躯体等の断熱化工事

工事内容	断熱材の区分	熱伝導率 (W/m・K)	1立方メートル当たりの標準費用
(ア)外壁	A～C	0.052～0.035	149,000 円
	D～F	0.034 以下	224,000 円
(イ)屋根・天井	A～C	0.052～0.035	53,000 円
	D～F	0.034 以下	91,000 円
(ウ)床	A～C	0.052～0.035	192,000 円
	D～F	0.034 以下	288,000 円
要件等	以下のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等が省エネ基準に適合するよう施工されるもの ①子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において、登録されている建材であること。 ②カタログ等により、省エネ基準への適合が確認できるもの。		

要綱様式

要綱関係条項	名称	様式
第3条第4項	各種公的支給や補助申請に関する申出書	様式1
第7条	住宅エコリフォーム補助金交付申出書	様式2
第8条第2項	住宅エコリフォーム補助金交付決定通知書	様式3
第8条第2項	住宅エコリフォーム補助金不交付決定通知書	様式4
第9条第1項	住宅エコリフォーム補助金交付変更届	様式5
第10条	住宅エコリフォーム補助金交付変更審査結果通知書	様式6
第11条	住宅エコリフォーム工事中止届兼補助金交付辞退届	様式7
第12条	住宅エコリフォーム工事完了届	様式8
第13条	住宅エコリフォーム補助金確定通知書	様式9
第14条第1項	住宅エコリフォーム補助金交付請求書	様式10
第15条第2項	住宅エコリフォーム補助金交付決定取消通知書	様式11
第16条第1項	住宅エコリフォーム補助金返還命令書	様式12